

産業保健*に 役立つ 統計情報通信 Vol.1

統計情報課 係長 中西 湖雪

*産業保健とは働く人の健康対策を行うことをいい、労働基準法と労働安全衛生法によって法的に定められています。



ここでは、健診結果を分析して産業保健活動を展開したA社の取り組みを紹介していきます。今回は脳血管疾患対策です。

A社では5つのStepによって社員の健康対策に取り組みました。

Step1 目標を立てる

2011年、仕事中の社員が脳血管疾患を発症したA社。目標は「仕事中に健康起因事故を起こさない!」です。

Step2 健診結果を分析する

脳血管疾患を発症した社員はⅠ度高血圧※1でしたが、治療中といいながら、内服を自己判断で中断していました。結果、過去11年の間、Ⅰ度～Ⅱ度高血圧※2を推移。治療を受けず血圧のコントロールが不十分であったことで、脳血管疾患を発症してしまったのです。

※1…Ⅰ度高血圧:収縮期血圧140-159または拡張期血圧90-99

※2…Ⅱ度高血圧:収縮期血圧160-179または拡張期血圧100-109

Step3 重点施策を立てる

高血圧治療の重要性を認識したA社は、「社員には治療をしっかり受けてもらう」ことに重点を置きました。

Step4 社内での仕組みづくり

人事課・産業医・営業所長が協力して仕組みをつくりました。



Step5 評価

1年後の精密検査受診率は99%。Ⅲ度高血圧※3の社員はゼロになりました。

※3…Ⅲ度高血圧:収縮期血圧180以上または拡張期血圧110以上

事象が起きたときは分析して、事業所全体の問題として捉えることが大切です。次回は動脈硬化対策についての取り組みをご紹介します。